

グローバル資源エネルギーファンド

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書（請求目論見書）

（2012年1月17日）



ばんせい投信投資顧問

この目論見書により行なう「グローバル資源エネルギーファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成23年3月18日に関東財務局長に提出しており、平成23年3月19日にその効力が生じております。また、同法7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成23年9月16日および平成24年1月16日に関東財務局に提出しております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

投資信託説明書（請求目論見書）

目次

表紙	1
第一部【証券情報】	2
第二部【ファンド情報】	5
第1【ファンドの状況】	5
1【ファンドの性格】	5
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	16
4【手数料等及び税金】	18
5【運用状況】	23
第2【管理及び運営】	28
1【申込(販売)手続等】	28
2【換金(解約)手続等】	28
3【資産管理等の概要】	30
4【受益者の権利等】	34
第3【ファンドの経理状況】	35
1【財務諸表】	38
2【ファンドの現況】	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	50
第三部【委託会社等の情報】	52
第1【委託会社等の概況】	52
約款	73
約款（マザー）	81

【表紙】

【提出日】 平成 24 年 1 月 16 日

【発行者名】 ばんせい投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩瀬 悟朗

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川一丁目 21 番 2 号
茅場町タワー

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 グローバル資源エネルギーファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続申込期間（平成 23 年 3 月 19 日から平成 24 年 3 月 19 日まで）
5,000 億を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

グローバル資源エネルギーファンド
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額です。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については販売会社または下記にお問合わせ下さい。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-3523 8118

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時です。)

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(6)【申込単位】

分配金受取コースを選択された場合：1万口以上1口単位または1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

分配金再投資コースを選択された場合：1円以上1円単位

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問合わせください。ただし、「分配金再投資コース」(以下に定義します。)を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7)【申込期間】

平成23年3月19日(土)から平成24年3月19日(月)までです。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

申込みの取扱場所(販売会社)については、委託会社照会先にお問合わせ下さい。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの取次ぎを行う場合があります。

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込日から起算して7営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、ばんせい投信投資顧問株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、住友信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの取次ぎを行う場合があります。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかの条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、買付および換金の申込みができません。

- ・トロント証券取引所の休業日・トロントベンチャー取引所の休業日
- ・トロントの銀行休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行休業日
- ・ルクセンブルクの証券取引所の休業日
- ・ルクセンブルクの銀行休業日

申込不可日については、販売会社までお問合わせください。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である RBC Global Asset Management Inc. (以下「RBC グローバル・アセットマネジメント・インク」もしくは「RBC 社」といいます。) が運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、5,000 億円です。ただし、委託会社は、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。) の投資証券と国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券を投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。

上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 外ゾット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

<商品分類表定義>

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉

とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分類表定義>

その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

ファンドの特色

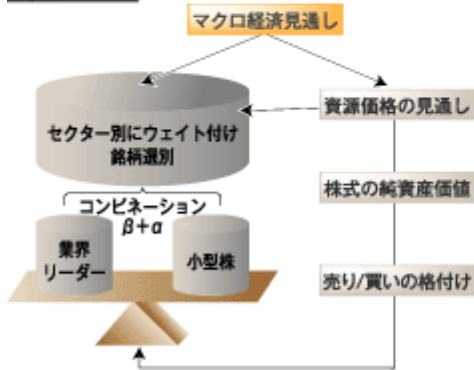
1. 主要投資対象ファンド[※]を通じて、今後ますます需要が増えると予想される資源に関連する「資源関連株」に投資します。

資源関連企業とは、エネルギー並びにエネルギーを除く資源に関連する企業のことをいい、主として、天然資源や、その他の資源の探掘、開発、生産、輸送に、直接あるいは間接的に携わる企業です。(これらの企業の株式を以下、「資源株」または「資源関連株」といいます。)

※ RBC グローバル・アセットマネジメント・インク(以下「RBC 社」といいます。)が運用するルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds(Lux) - Global Resources Fund」を「主要投資対象ファンド」といいます。以下同じ。

2. 主要投資対象ファンドは、RBC グローバル・アセットマネジメント・インク(トロント)が運用を担当します。

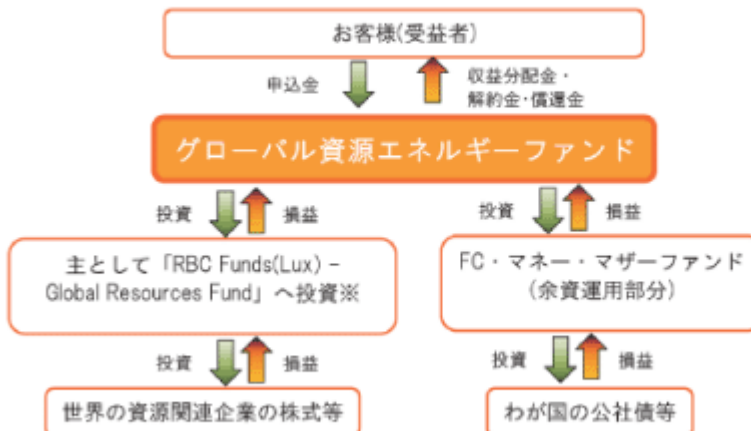
投資プロセス



- 長期的な資源価格の見通しを確立します。
- どの企業が最も成長性を有しているか、或いは株価に価値があるかを評価します。
- 各企業の資産価値に対するRBCグローバル・アセットマネジメントの評価と現在の市場価値が表す見通しを比較し、買/売りを決定します。
- RBCグローバル・アセットマネジメントの分析により、想定する資源価格の下で、保有埋蔵量・生産・キャッシュフローにおいて最も成長する可能性を持つ資源株を特定します。RBCグローバル・アセットマネジメントのポートフォリオマネージャーによる資源業界とのコンタクトや収益見通しをモデル化することは、投資機会を特定する際に重要な役割を果たします。また、ポートフォリオマネージャーチームは、対象となる企業の今後の成長がどの程度割引かれた株価となっているかを決定する分析を行います。
- 小型株の選定にあたっては、信頼できる地質学モデルを持ち、かつ資金調達力をもつ、実績ある経営陣を探すことを重視しています。

3. 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

4. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。



※上記のほか、RBC Funds(Lux) - Global Resources Fund 以外の外国投資信託または外国法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

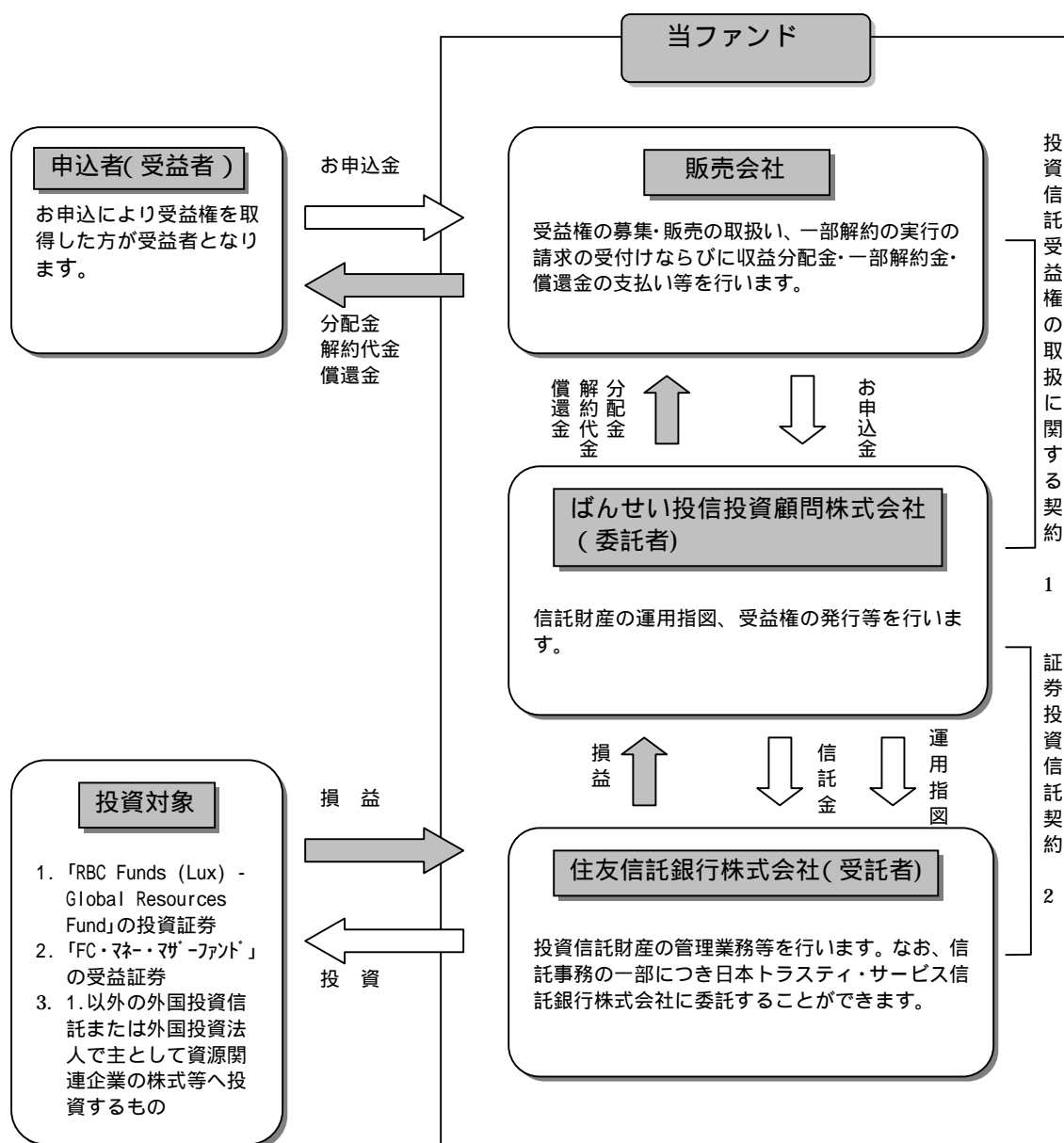
(2)【ファンドの沿革】

平成19年12月21日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成21年 8月18日 主要投資対象およびファンド名称を「AGF-FC カナダ資源株ファンド」より「グローバル資源エネルギーファンド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

2 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（平成23年7月末日現在）

・資本金の額

現在の資本金の額 4億9,950万円

・委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立
 平成10年9月 投資顧問業の登録
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2 茅場町タワー	19,580株	100.00%

ばんせい山丸証券株式会社は、平成23年5月16日付けで商号が「ばんせい証券株式会社」へと変更されました。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

1. ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)の投資証券(米ドル建て)
2. 国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(円建て)

(当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。)

また、次の有価証券に投資することがあります。

3. 上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

投資態度

- イ. 当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である RBC グローバル・アセットマネジメント・インクが運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ロ. 当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。
- ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ニ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。
- ホ. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。
- ヘ. 上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するものに投資することがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

主として投資信託または外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔1〕次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

投資対象とする投資信託証券の概要

1. 「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券について

ファンド名	ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」 (以下「Resources Fund」)
形態 / 表示通貨	ルクセンブルク籍の外国投資法人投資証券 / 米ドル建て
運用目的	主として世界の資源関連企業の株式等（以下、「資源関連株等」といいます）へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> 当ファンドは、世界の資源関連株等の銘柄を中心に組み入れます。 当ファンドの運用は、資源株運用で実績のある、RBC社の運用チームが担当します。RBC社は、カナダの大手運用会社です。 当ファンドの運用プロセスは、まずファンダメンタル調査に基づきます。しかしながら運用担当者は、数量分析要因やテクニカル要因も考慮します。また銘柄選定の意思決定は、究極的には、対象会社、そのビジネスとその見通しの理解に基づきます。 資源関連企業とは、エネルギー並びにエネルギーを除く資源に関連する企業のことをいい、主として、天然資源や、その他の資源の採掘、開発、生産、輸送に、直接あるいは間接的に携わる企業です。（これら企業の株式を以下、「資源株」または「資源関連株」といいます） 上記の目的に沿って、上場株式、未上場株式、債券およびデリバティブ等に投資することがあります。 市況動向等を勘案し、指数先物・オプション等にて現物株式のヘッジを行うことがあります。 当ファンドは、オプション、先物、先渡契約やスワップをヘッジ目的とは別に直接投資の代替として使う可能性があります。
関係法人	運用会社：RBC グローバル・アセットマネジメント・インク 管理会社：Dexia Asset Management Luxembourg S.A. 保管会社および 管理事務代行会社：RBC Dexia Investor Services Bank S.A.
決算日	年1回 毎年10月31日（初回決算日 2010年10月31日）

2. 「FC マネー・マザーファンド」の受益証券について

ファンド名	FC マネー・マザーファンド
形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 適格機関投資家私募 / 円建て
運用目的	主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行います。 (当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。)
投資態度	わが国の公社債を中心に安定運用を行います。 邦貨建資産の組み入れにあたっては、取得時に第二位（a-2 格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
関係法人	委託会社：ばんせい投信投資顧問株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社
決算日	毎年12月20日（休業日の場合翌営業日）

3. Resources Fund 以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

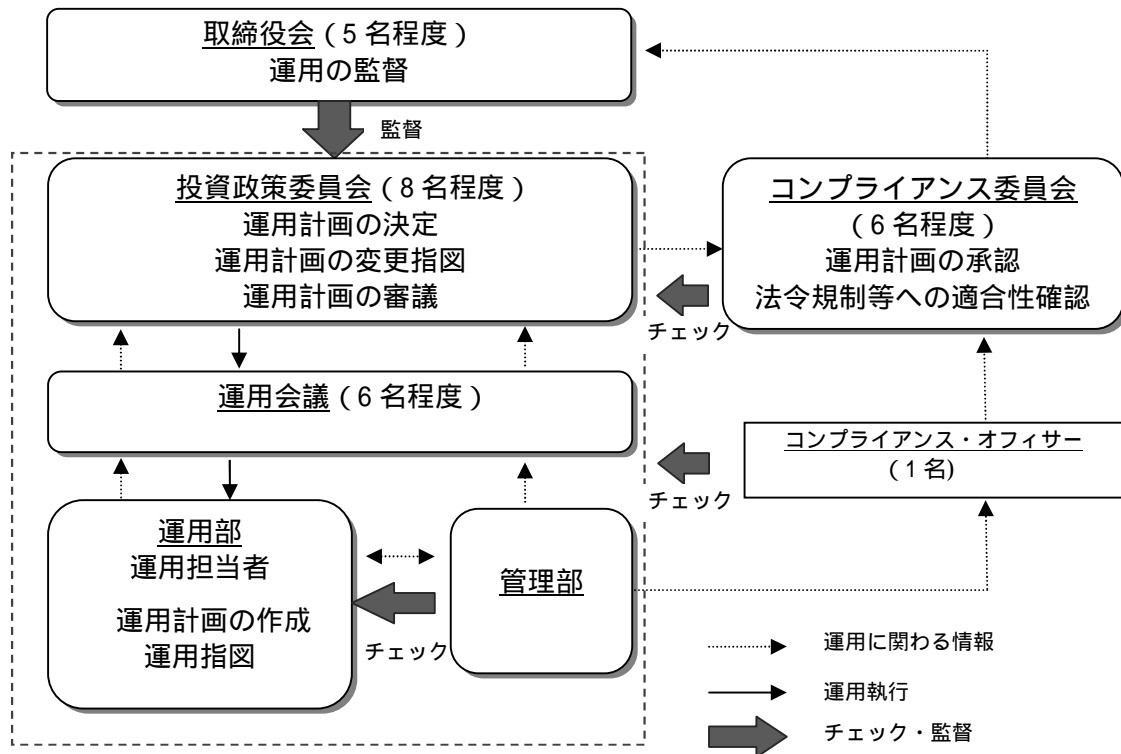
有価証券および金融商品の指図範囲等

- 〔1〕委託者は、信託金を、主としてばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として a. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、b. に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券、ならびに c. から e. までに掲げる有価証券に投資することを指図することができます。
- a. 国内籍の証券投資信託「FC マネー・マザーファンド」の受益証券（本邦通貨表示）
（当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）
 - b. ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券（米ドル建て）ならびに Resources Fund 以外の外国投資信託および外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの
 - c. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
 - d. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - e. 国債証券、地方債証券、特別の法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 - f. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、a. に定める投資信託ならびに b. に定める外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）および外国投資法人の投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定められるものをいいます。）を「投資信託証券」といいます。また、e. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）に限り行なうことができるものとしします。
- 〔2〕委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- a. 預金
 - b. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - c. コール・ローン
 - d. 手形割引市場において売買される手形
 - e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 - f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 〔3〕上記 〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記 〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

運用の流れ

〔1〕運用計画策定

運用会議において、委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款及び社内規定等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規定等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕リスク管理および運用成果のチェック

運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4)【分配方針】

年2回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 〔1〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 〔2〕 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 〔3〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

原則として毎年6月20日および12月20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンドの受益証券への投資割合

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

- 〔1〕 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。
- 〔2〕 〔1〕の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

〔3〕〔2〕の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 〔2〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 〔3〕収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《ファンドのもつリスク》

当ファンドは、投資信託受益証券および投資法人投資証券への投資を通じて、主として外国株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損益は、すべて受益者に帰属します。ご投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

< 基準価額の変動要因 >

主な変動要因

資源関連株投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界のエネルギー・鉱物資源の開発・採掘等を行う企業の株式を主要投資対象とします。したがって、エネルギー・鉱物資源の市場動向や需要の変動等が、運用成果に影響を与えることがあります。組入れられている株式の株価および配当金の変化によって、当ファンドの基準価額は変動します。

為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券に投資を行い、当該投資信託証券に対して原則として為替ヘッジを行いません。また、当ファンドが投資する投資信託証券は、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落します。

カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、世界の資源関連企業の株式等に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、証券オプション・先物および指数オプション・先物、通貨オプション、通貨先物、金利スワップ等様々な投資手法を用いることができます。このような投資手法

を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< ファンド運営上のリスク >

取得申込・解約申込および買取申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付についても取り消す場合があります。

信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が 30 億口を下回る事となった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

< その他の留意点 >

ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

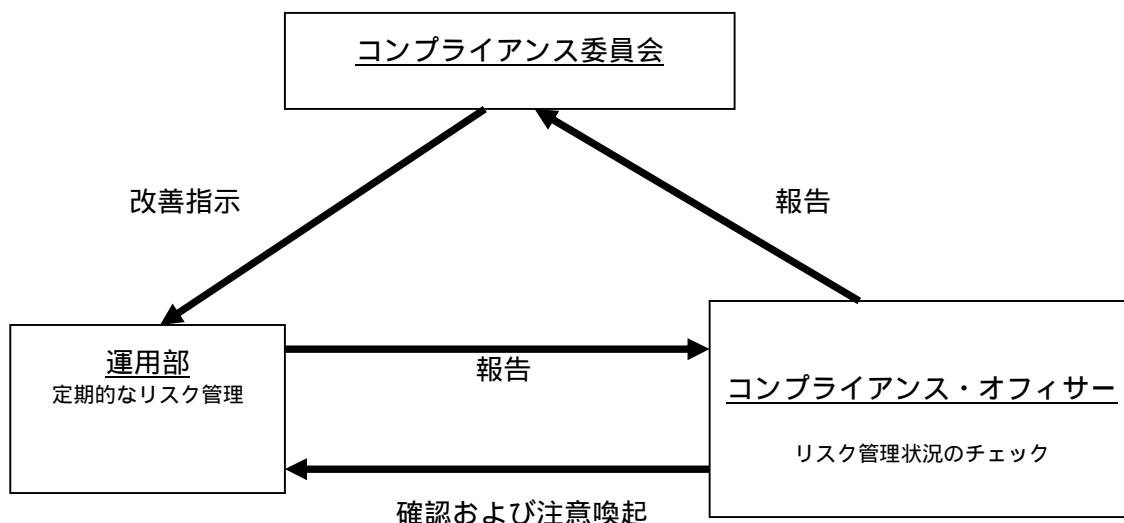
当ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合において

も、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《リスク管理体制》



運用上のリスク管理

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部およびコンプライアンス・オフィサーならびにコンプライアンス委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の運用部にて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。
- 〔2〕 リスクの管理状況については、委託会社のコンプライアンス・オフィサーがチェックし、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。
- 〔3〕 確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部に対し注意喚起を行い、委託者のコンプライアンス委員会において報告を行います。
- 〔4〕 〔3〕 による報告が行われた場合、コンプライアンス委員会において速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

また、当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認下さい。

1 「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等を

もって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。
 2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に、申込日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 130.2 の率 (1.302%) (税抜 1.24%) の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.525% (税抜 0.50%)
	販売会社	純資産総額に対し年0.735% (税抜 0.70%)
	受託者	純資産総額に対し年0.042% (税抜 0.04%)

なお、投資対象ファンドの純資産総額に対して上限年率 0.75%の管理報酬等が投資対象ファンドより負担されますので、実質的に負担する信託報酬等は、年率 2.052%(税込)程度となります。

ご参考

< 投資対象とする投資信託証券にかかる報酬等について >

1. Resources Fund の投資証券

管理報酬：上限年率 0.75%

(注) 上記のほか、同ファンドに関する租税、設立費用・登録料、監査費用、法律顧問に対する報酬、有価証券の売買や先物取引の際に発生する手数料等の費用等が、同ファンドから支払われます。
 当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することはできません。

2. 「FC マネー・マザーファンド」の受益証券

信託報酬：なし

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用
借入有価証券に係る品貸料
外貨建資産の保管費用
借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
投資信託財産に関する租税
信託事務の処理に要する諸費用
受託会社の立替えた立替金の利息
その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
7. ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率 0.315%（税抜 0.30%）を上限（ただし、変更される場合があります。）とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎年 6 月と 12 月に到来する計算期間終了時（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の翌営業日または信託の終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

[収益分配金に関する課税]

平成 25 年 12 月 31 日までの間は、個人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記 10%の税率は平成 26 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率となる予定です。

[解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

平成 25 年 12 月 31 日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 10%の率により源泉徴収が行われます。平成 26 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率となる予定です。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算の特例について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

法人の投資家に対する課税

平成 25 年 12 月 31 日までの間は、法人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記の 7%の税率は平成 26 年 1 月 1 日からは、15%（所得税 15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

個別元本について

〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「特別分配金」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

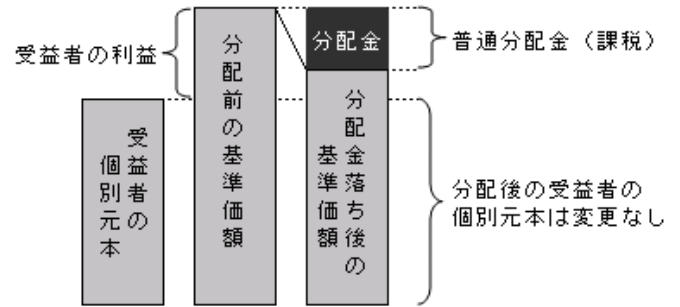
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

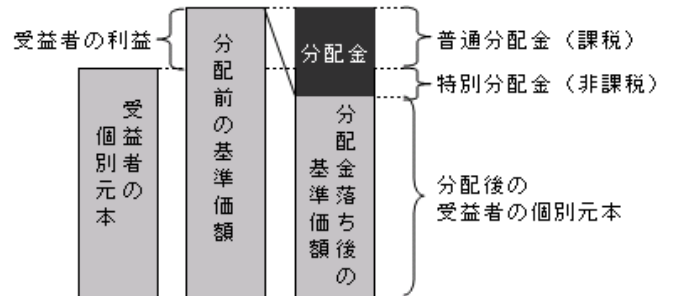
<イメージ図>
(a.の場合)

a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



(b.の場合)

b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。



平成 23 年 7 月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記 (5) 課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

(5) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成 23 年 7 月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルク	718,355,072	96.87
親投資信託受益証券	日本	10,114,456	1.36
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	13,049,095	1.77
合計 (純資産総額)		741,518,623	100.00

<ご参考>

「FC マネー・マザーファンド」

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	9,999,300	98.86
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	114,661	1.14
合計 (純資産総額)		10,113,961	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

(単位：円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund Class 0 ルクセンブルク	投資証券 -	60,104.750	USD 133.8540 626,325,503	USD 153.5224 718,355,072	- -	96.87
2	FC・マネー・マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	10,029,208	10,084.00 10,113,453	10,085.00 10,114,456	- -	1.36

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
投資証券	96.87
親投資信託受益証券	1.36
合計	98.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) FC マネー・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	第 194 回 国庫短期証券 日本	国債証券 -	10,000,000	99.9930 9,999,300	99.9930 9,999,300	- -	98.86

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
国債証券	98.86
合計	98.86

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成 23 年 7 月末日現在及び同日 1 年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当り純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 2008年 6月20日	3,546	3,546	0.9838	0.9838
第2期 2008年12月22日	1,075	1,075	0.4222	0.4222
第3期 2009年 6月22日	1,459	1,459	0.6371	0.6371
第4期 2009年12月21日	1,012	1,012	0.6598	0.6598
第5期 2010年 6月21日	846	846	0.6992	0.6992
	7月末日	765	-	0.6481
	8月末日	712	-	0.6328
	9月末日	767	-	0.7068
	10月末日	745	-	0.7239
	11月末日	800	-	0.8036
第6期 2010年12月20日	812	812	0.8449	0.8449
	12月末日	821	-	0.8498
	2011年 1月末日	848	-	0.8880
	2月末日	875	-	0.9205
	3月末日	860	-	0.9323
	4月末日	832	-	0.9363
	5月末日	771	-	0.8804
第7期 2011年6月20日	684	684	0.7886	0.7886
	6月末日	685	-	0.7954
	7月末日	742	-	0.8731

【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円

【収益率の推移】

期	収益率
第1期	1.6%
第2期	57.1%
第3期	50.9%
第4期	3.6%
第5期	6.0%
第6期	20.8%
第7期	6.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

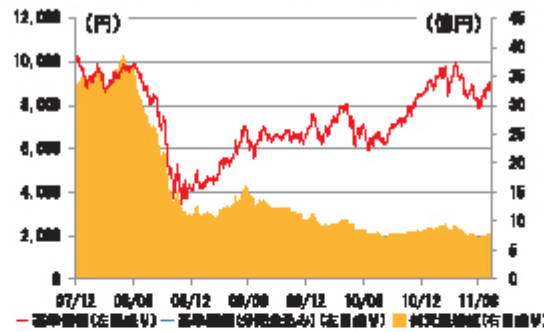
期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	4,254,591,213	649,988,556	3,604,602,657
第2期	102,892,173	1,162,004,783	2,545,490,047
第3期	397,435,195	652,295,301	2,290,629,941
第4期	16,845,063	774,080,271	1,533,394,733
第5期	38,014,640	362,105,089	1,209,304,284
第6期	7,547,692	255,465,568	961,386,408
第7期	90,189,625	183,675,152	867,900,881

運用実績 (2011年7月末日現在)



「リップラー・ファンド・アワード・
ジャパン 2011」
Equity Sector Natural Resources
【評価期間 3年】
最優秀ファンドに選ばれました。

基準価額・純資産の推移 分配の推移



決算日	分配金
2009年 6月	0円
2009年12月	0円
2010年 6月	0円
2010年12月	0円
2011年 6月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は、1万円当り、税引き前です。

主要資産の状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	718,355,072	86.87
親投資信託受益証券	日本	10,114,456	1.36
現金・預金・その他資産(負債控除後)	—	130,48,085	1.77
合計(純資産総額)		741,518,623	100.00

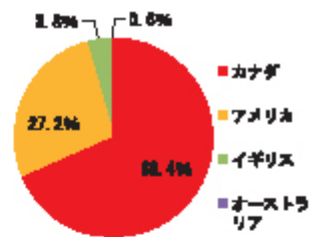
〈ご参考〉【RBC Funds(Lux) - Global Resources Fund (ルクセンブルク籍 米ドル建)】

組入上位10銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率(%)
1	トリロジー・エナジー・トラスト	石油・ガス探査生産	5.4
2	サンコア・エナジー	総合石油ガス	4.6
3	ハリパートン	石油・ガス設備・サービス	4.4
4	ナショナル・オイルウェル・パーコ	石油・ガス設備・サービス	3.7
5	クアドラPVXマイニング	鉱山会社	3.4
6	トライカン・ウェル・サービス	石油・ガス探査生産	3.4
7	アルカン・リソースズ	石油・ガス探査生産	3.4
8	テック・コミンコ	鉱山会社	3.3
9	ファースト・クワンタム・ミネラルズ	鉱山会社	3.3
10	プレーンズ・エクスプロレーション・アンド・プロダクション	石油・ガス探査生産	3.2

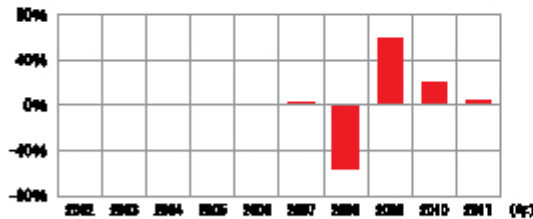
※組入株式時価額に対する比率です。

国別構成比率



保有銘柄数 52

年間収益率の推移(暦年ベース)



※決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※2007年は設定時(12月21日)から年末までの収益率を表示しております。
 ※2011年は年初から7月末日までの収益率を表示しております。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

リップラー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップラー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップラーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時まで、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、買付の申込みができません。(申込不可日については、下記照会先または販売会社にてご確認ください。)

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1口単位または1円以上1円単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付を取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

1. 解約手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。(申込不可日については、申込

(販売)手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。)

また、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、ファンドの規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

2. 買取手続き

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取の実行を請求することができます。

販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受け付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われ、かつその買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。(「申込不可日」については、申込(販売)手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認いただけます。)

買取請求受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、課税対象者(当該買取りを行う販売会社)に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。(当該課税対象者に係る源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。)詳細は販売会社にお問合わせ下さい。

買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「解約手続き」と同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価(注)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注) 主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「Resources Fund」の投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・「FC マネー・マザーファンド」の受益証券：計算日の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせ下さい。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。(平成19年12月21日設定)

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年6月20日まで、および6月21日から12月20日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他」「ファンドの繰上償還条項」等による信託終了の日までとします。

(5)【その他】

ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

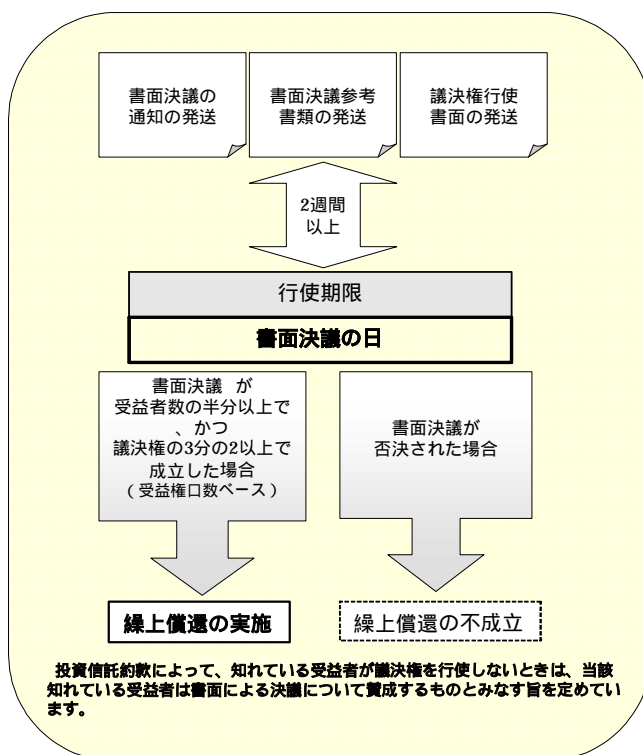
- a. 委託者は、上記「ファンドの繰上償還条」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の当該決議の日の2

週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- b. 上記 a. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- c. 上記 a. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- d. 上記 a. から c. までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、a. から c. までに規定するこの信託契約の解約の行なうことが困難な場合には適用しません。
- e. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- f. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「投資信託約款の変更等」の d. の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<イメージ図>



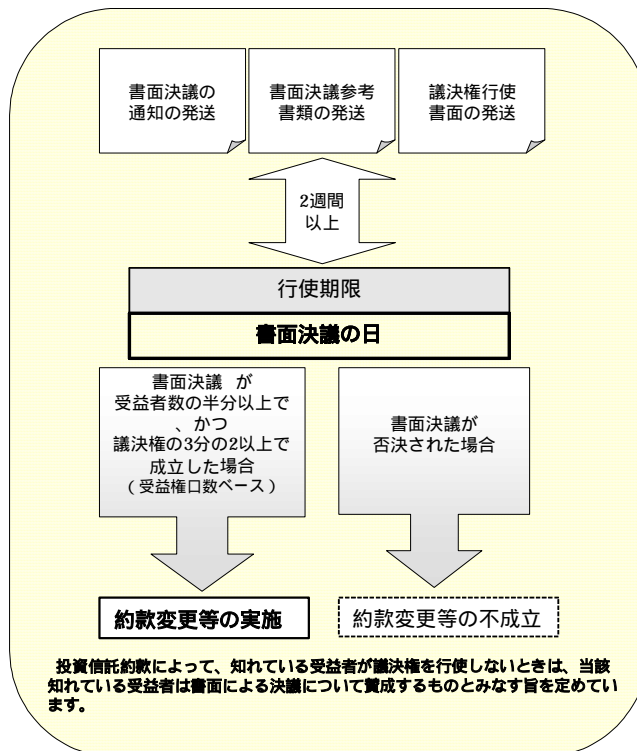
投資信託約款の変更等

- a. 受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投

資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は a. から g. に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。

- b. 委託者は、上記 a. の事項（上記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記 b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記 b. から e. までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記 b. から f. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

<イメージ図>



運用報告書

当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとしします。
- b. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前述の「信託期間の終了」a.または「投資信託約款の変更等」b.に規定する書面に付記します。

公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、平成 23 年 3 月 31 日までは日本経済新聞に掲載し、平成 23 年 4 月 1 日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bansei-am.co.jp/>

2. 前 1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に支払います。
- 〔2〕上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、ます。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し、ます。

一部解約請求権

- 〔1〕受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 万口単位または 1 口単位の販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から販売会社および登録金融機関において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- 〔2〕受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属し、ます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第6期計算期間(平成22年6月22日から平成22年12月20日まで)および第7期計算期間(平成22年12月21日から平成23年6月20日まで)については内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間(平成22年6月22日から平成22年12月20日まで)および第7期計算期間(平成22年12月21日から平成23年6月20日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成23年2月18日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資源エネルギーファンドの平成22年6月22日から平成22年12月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資源エネルギーファンドの平成22年12月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年8月15日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資源エネルギーファンドの平成22年12月21日から平成23年6月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資源エネルギーファンドの平成23年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ばんせい投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1【財務諸表】

グローバル資源エネルギーファンド

(1)【貸借対照表】

期別	第6期計算期間末 平成22年12月20日現在	第7期計算期間末 平成23年6月20日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	10,930,399	-
コール・ローン	2,857,378	15,229,810
投資証券	784,985,489	661,450,797
親投資信託受益証券	10,108,438	10,113,453
現先取引勘定	9,994,400	-
未収入金	-	6,257,160
流動資産合計	818,876,104	693,051,220
資産合計	818,876,104	693,051,220
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	25,922	-
未払解約金	1,142,388	2,371,750
未払受託者報酬	161,027	174,173
未払委託者報酬	4,831,999	5,226,473
その他未払費用	402,564	867,660
流動負債合計	6,563,900	8,640,056
負債合計	6,563,900	8,640,056
純資産の部		
元本等		
元本	961,386,408	867,900,881
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	149,074,204	183,489,717
(分配準備積立金)	(635,251)	(524,119)
元本等合計	812,312,204	684,411,164
純資産合計	812,312,204	684,411,164
負債純資産合計	818,876,104	693,051,220

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別 科目	第 6 期計算期間	第 7 期計算期間
	自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日	自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日
	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	4,466	9,462
有価証券売買等損益	208,174,732	1,801,360
為替差損益	59,609,909	33,819,047
営業収益合計	148,569,289	35,610,945
営業費用		
受託者報酬	161,027	174,173
委託者報酬	4,831,999	5,226,473
その他費用	402,564	867,660
営業費用合計	5,395,590	6,268,306
営業利益又は営業損失 ()	143,173,699	41,879,251
経常利益又は経常損失 ()	143,173,699	41,879,251
当期純利益又は当期純損失 ()	143,173,699	41,879,251
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()	3,493,784	13,980,325
期首剰余金又は期首欠損金 ()	363,726,626	149,074,204
剰余金増加額又は欠損金減少額	76,883,167	27,648,046
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	76,883,167	27,648,046
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,910,660	6,203,983
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,910,660	6,203,983
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 ()	149,074,204	183,489,717

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第6期計算期間 自 平成22年 6月22日 至 平成22年 12月20日	第7期計算期間 自 平成22年 12月21日 至 平成23年 6月20日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	(1) 投資証券及び親投資信託受益証券 同左 (2) 外国為替予約取引 同左
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3 収益及び費用の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。 (2) 当ファンドの計算期間は、前期末が休日のため、平成22年6月22日から平成22年12月20日までとなっております。	(1) 現先取引 同左 (2) 当ファンドの計算期間は、平成22年12月21日から平成23年6月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期計算期間末 平成22年12月20日現在	第7期計算期間末 平成23年6月20日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 961,386,408 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 867,900,881 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 149,074,204 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 183,489,717 円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.8449 円 (10,000口当り純資産額 8,449 円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.7886 円 (10,000口当り純資産額 7,886 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期計算期間 自 平成22年 6月22日 至 平成22年 12月20日	第7期計算期間 自 平成22年 12月21日 至 平成23年 6月20日
1 分配金の計算過程 該当事項はございません。	同左

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第 6 期計算期間 自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日</p>	<p style="text-align: center;">第 7 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日</p>
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資産の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用上のリスク管理に関して以下のとおり管理しております。 〔1〕委託会社の運用部にて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。 〔2〕リスクの管理状況については、委託会社のコンプライアンス・オフィサーがチェックし、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。 〔3〕確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部に対し注意喚起を行い、委託者のコンプライアンス委員会において報告を行います。 〔4〕〔3〕による報告が行われた場合、コンプライアンス委員会において速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。これらは、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 6 期計算期間 自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日	第 7 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2 時価の算定方法 投資証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 投資証券及び親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 6 期計算期間 自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日	第 7 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございませぬ。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 6 期計算期間 自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日		第 7 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日	
期首元本額	1,209,304,284 円	期首元本額	961,386,408 円
期中追加設定元本額	7,547,692 円	期中追加設定元本額	90,189,625 円
期中一部解約元本額	255,465,568 円	期中一部解約元本額	183,675,152 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第 6 期計算期間 自 平成 22 年 6 月 22 日 至 平成 22 年 12 月 20 日	第 7 期計算期間 自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	188,685,635	10,701,481
親投資信託受益証券	3,526	5,015
合計	188,689,161	10,696,466

3 デリバティブ取引関係

第6期計算期間（自平成22年6月22日至平成22年12月20日）

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第6期(平成22年12月20日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	10,903,178		10,929,100	25,922
米ドル	10,903,178		10,929,100	25,922
合計	10,903,178		10,929,100	25,922

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

第7期計算期間（自平成22年12月21日至平成23年6月20日）

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成23年6月20日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年6月20日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
投資証券	RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund	61,600.216	8,245,459.95	
米ドル計	銘柄数：1	61,600.216	8,245,459.95	
			(661,450,797)	
	組入時価比率：96.6%		98.5%	
親投資信託受益証券	FC・マネー・マザーファンド	10,029,208	10,113,453	
日本円計	銘柄数：1	10,029,208	10,113,453	
			(10,113,453)	
	組入時価比率：1.4%		1.5%	
合計(円)			671,564,250	

(注)1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

(参考)

当ファンドは、ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の投資証券（米ドル建て）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は同外国投資信託の投資証券であります。

また、当ファンドは、「FC・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同ファンドの状況は次の通りです。

尚、以下に記載した情報は新日本有限責任監査法人の監査の対象外です。

1 「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」の内容

同ファンドは平成 22 年 10 月 31 日に計算期間が終了しており、作成された財務諸表は公認会計士により財務諸表監査を受けております。以下に記載した「貸借対照表」、「損益計算書」および「組入有価証券明細」は、委託会社において抜粋・翻訳したものです。

貸借対照表（平成 22 年 10 月 31 日現在）

(単位:米ドル)

資産の部	
有価証券（評価額）	8,476,763
預金	591,564
未収入金	321,381
未収利息及び未収配当金	3,868
その他資産	72,639
資産合計	9,466,215
負債の部	
未払金	239,784
未払解約金	-
未払管理報酬	70,854
その他負債	9,614
負債合計	320,252
純資産合計	9,145,963

損益計算書（自平成21年10月2日至平成22年10月31日）

（単位：米ドル）

収益	
受取配当金	51,841
収益合計	51,841
費用	
管理報酬	73,922
銀行利息	121
その他費用	9,578
費用合計	83,621
投資純利益又は純損失（ ）	31,780
投資	790,843
外国為替	82,185
当期実現純利益又は純損失（ ）	676,878
未実現評価益又は評価損（ ）	1,512,104
営業純利益又は純損失（ ）	2,188,982
投資証券資本の変動	
追加設定元本	11,850,000
一部解約元本（ ）	4,893,019
期末純資産総額	9,145,963

組入有価証券明細（平成22年10月31日現在）

銘柄	株数	評価額	比率
	株	米ドル	%
Energy			
Apache Corp	1,900	191,938	2.10
Arcan Resources Ltd	38,400	173,585	1.90
Baker Hughes Inc	2,000	92,660	1.01
Bankers Petroleum	20,100	141,229	1.54
Bellatrix Exploration Ltd	30,276	109,191	1.19
Bnk Petroleum Inc	80,300	234,366	2.56
Brigham Exploration Co	10,100	213,009	2.33
Canacol Energy Ltd	122,000	215,802	2.36
Canadian Natural Resources	10,800	394,068	4.31
Crew Energy Inc	15,600	302,311	3.31
Diamond Offshore Drilling	1,300	86,008	0.94
Forest Oil Corp	7,200	221,256	2.42
Gran Tierra Energy Inc	27,700	206,879	2.26
Halliburton Co	9,700	309,042	3.38
Helmerich & Payne, Inc	7,400	316,572	3.46
Legacy Oil + Gas	5,600	67,579	0.74
National Oilwell Varco Inc	3,900	209,664	2.29
Niko Resources Ltd	3,100	296,413	3.24
Occidental Petroleum Corp	4,200	330,246	3.61
Pacific Rubiales Energy Corp	8,700	277,945	3.04
Petrobank Energy And Resources Ltd	6,600	263,260	2.88
Rodinia Oil Corp	52,100	89,598	0.98
Second Wave Petroleum	48,800	129,481	1.42

銘柄	株数	評価額	比率
	株	米ドル	%
Energy			
Southern Pacific Resource Corp	79,300	104,424	1.14
Spartan Exploration Ltd	20,000	62,893	0.69
Wild Stream Exploration Inc	20,400	164,387	1.80
Energy 合計		5,203,806	56.90
Materials			
African Minerals Ltd	26,000	181,240	1.98
Atac Resources Ltd	20,000	156,643	1.71
Aura Minerals Inc	56,000	243,789	2.67
Baja Mining Corp	31,700	36,136	0.40
Barrick Gold Corp	4,700	226,871	2.48
Cline Mining Corp	72,312	191,155	2.09
Colossus Minerals Inc	31,900	260,191	2.85
Franconia Minerals	128,800	72,146	0.79
Hudbay Minerals Inc	14,800	234,159	2.56
Inv Metals Inc	109,600	127,091	1.39
Labrador Iron Mines Holdings	23,400	140,271	1.53
Lundin Mining Corp	40,600	257,740	2.82
North American Palladium	22,100	103,159	1.13
Orvana Minerals Corp	36,400	95,507	1.04
Potash Corp Saskatchewan	1,800	260,908	2.85
Sabina Gold & Silver Corp	42,800	188,848	2.06
Silver Wheaton Corp	6,800	195,928	2.14
Tahoe Resources Inc	20,000	196,541	2.15
Teck Resources Ltd -B-	2,335	104,634	1.14
Materials 合計		3,272,957	35.78
Total			
		8,476,763	92.68

(注) 比率は組入時価の純資産に対する比率であります。

2 「FC・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 【貸借対照表】

科目	対象年月日	平成 23 年 6 月 20 日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		113,905
現先取引勘定		9,999,100
流動資産合計		10,113,005
資産合計		10,113,005
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		10,029,208
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		83,797
元本等合計		10,113,005
純資産合計		10,113,005
負債・純資産合計		10,113,005

(2)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成 22 年 12 月 21 日 至 平成 23 年 6 月 20 日
1 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
2 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計 基準」の規定によっております。

(その他の注記)

平成 23 年 6 月 20 日現在	
1 期首	平成 22 年 12 月 21 日
期首元本額	10,029,208 円
期首より平成 23 年 6 月 20 日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成 23 年 6 月 20 日までの期中一部解約元本額	- 円
期末元本額	10,029,208 円
期末元本額の内訳 *	
グローバル資源エネルギーファンド	10,029,208 円
2 計算期間の末日における 1 単位当りの純資産の額	
1 口当りの純資産額	1.0084 円
(10,000 口当りの純資産額)	(10,084 円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式 (平成 23 年 6 月 20 日現在)
該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成 23 年 6 月 20 日現在)
該当事項はございません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成 23 年 7 月 29 日現在

資産総額	745,697,569 円
負債総額	4,178,946 円
純資産総額 (-)	741,518,623 円
発行済数量	849,308,173 口
1 単位当り純資産額 (/)	0.8731 円

(参考) FC・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

平成 23 年 7 月 29 日現在

資産総額	10,113,961 円
負債総額	0 円
純資産総額 (-)	10,113,961 円
発行済数量	10,029,208 口
1 単位当り純資産額 (/)	1.0085 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成23年7月末日現在）

現在の資本金の額	4億9,950万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	19,580株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

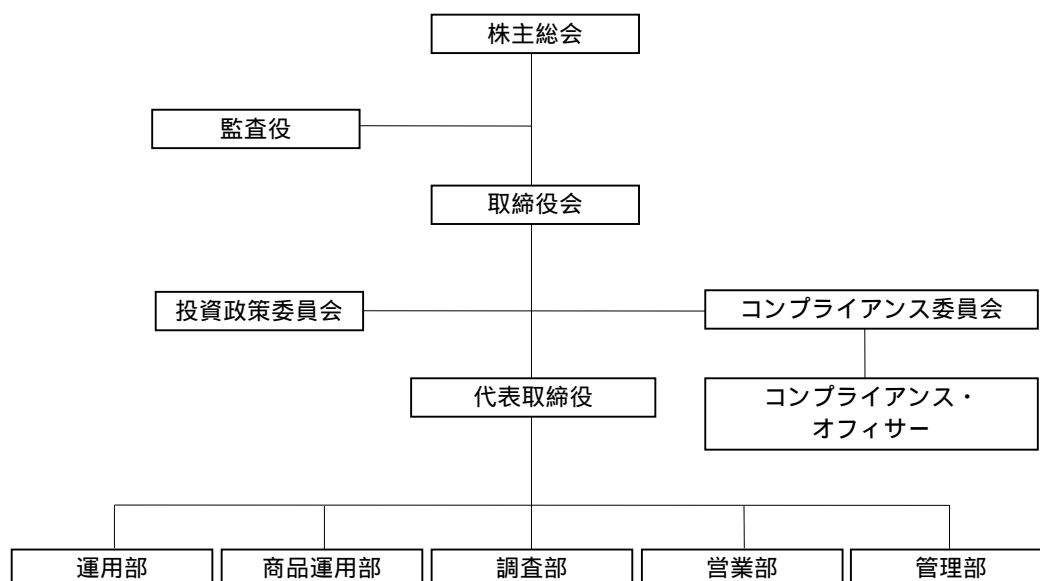
平成18年12月26日	資本金	230百万円に増資
平成19年5月24日	資本金	270百万円に増資
平成20年2月13日	資本金	320百万円に増資
平成20年8月15日	資本金	370百万円に増資
平成21年4月28日	資本金	380百万円に増資
平成21年5月28日	資本金	385百万円に増資
平成21年6月29日	資本金	400百万円に増資
平成21年8月31日	資本金	405百万円に増資
平成21年9月30日	資本金	415百万円に増資
平成21年11月30日	資本金	425百万円に増資
平成21年12月28日	資本金	440百万円に増資
平成22年3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年3月31日	資本金	499.5百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

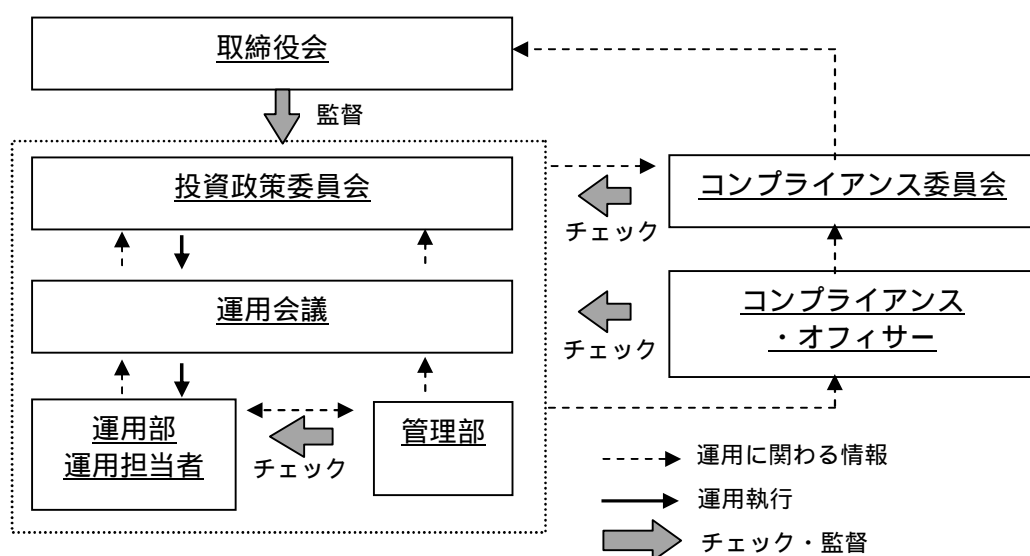
会社の意思決定機構

取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



投資運用の意思決定機構



(取締役会)

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、CIO、運用部長、コンプライアンス・オフィサーにより構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(運用会議)

- ・委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。

(コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー)

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。
- ・適合性の状況を取締役会へ付議します。
- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

(運用部)

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成23年7月末日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	10	10,913
合計	10	10,913

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(旧会社名ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社。以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
なお、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
(注)平成22年2月5日開催の臨時株主総会の決議により、平成22年4月1日より会社名を上記のとおり変更いたしました。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、前事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、清和監査法人により監査を受け、当事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月31日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社（旧社名：ファンドクリエーション投信投資顧問株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年3月4日の臨時株主総会において、親会社の100%子会社であるみやこインベストメント株式会社との吸収分割契約を決議し、平成22年4月1日付で事業を承継した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月17日開催の取締役会において、平成22年5月31日を払込期日とする株主割当増資による普通株式の募集について決議し同日に実行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会御中

かがやき監査法人
代表社員 公認会計士 曾我 隆二 印
業務執行社員
代表社員 公認会計士 葛西 晋哉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の第2項第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金			57,070		95,551
2. 未収委託者報酬			26,998		25,946
3. 未収収益	2		1,581		14,655
4. 前払費用			1,403		1,122
5. 立替金			8,708		9,155
6. その他			2,702		431
7. 貸倒引当金			-		4,798
流動資産計			98,463		142,064
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		235		235	
減価償却累計額		3	231	41	193
(2) 工具器具及び備品		7,440		7,651	
減価償却累計額		5,526	1,914	6,207	1,444
有形固定資産計			2,145		1,637
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権			288		288
(2) ソフトウェア			334		80
無形固定資産計			622		368
固定資産計			2,767		2,005
資産合計			101,231		144,070

		前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1.未払金			22,798		17,247
2.未払費用	2		4,358		5,064
3.未払法人税等			1,142		1,414
4.預り金			627		1,481
5.賞与引当金			0		7,683
流動負債計			28,926		32,891
負債合計			28,926		32,891
(純資産の部)					
株主資本					
1.資本金			450,000		499,500
2.資本剰余金					
(1)資本準備金		210,000		259,500	
(2)その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			211,465		260,965
3.利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		589,161		649,286	
利益剰余金計			589,161		649,286
株主資本合計			72,304		111,178
純資産合計			72,304		111,178
負債純資産合計			101,231		144,070

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)	
		金額 (千円)		金額 (千円)	
営業収益					
1. 委託者報酬		111,879		97,054	
2. 投資顧問料		4,900		104,350	
3. その他営業収益		-		3,809	
営業収益計			116,780		205,213
営業費用					
1. 支払手数料		39,435		32,089	
2. 広告宣伝費		1,286		5,153	
3. 受益証券発行費		250		249	
4. 調査費					
(1) 調査費		16,696		19,092	
(2) 委託調査費	1	6,253		6,658	
5. 委託計算費		21,800		20,988	
6. 営業雑経費					
(1) 通信費		2,033		2,124	
(2) 協会費		2,067		1,595	
(3) 諸会費		571		792	
(4) 貸倒引当金繰入額		-		7,760	
(5) その他営業雑経費		14,036		7,134	
営業費用計			104,431		103,639
一般管理費					
1. 給料					
(1) 役員報酬		12,860		2,700	
(2) 給料・手当	1	68,187		100,170	
(3) 賞与		1,470		8,730	
(4) 賞与引当金繰入額		-		13,107	
2. 交際費		302		193	
3. 旅費交通費		2,157		2,330	
4. 租税公課		1,868		2,171	
5. 不動産賃借料	1	19,699		6,238	
6. 固定資産減価償却費		1,236		973	
7. 諸経費	1	40,987		24,462	
一般管理費計			148,769		161,076
営業損失 ()			136,420		59,502
営業外収益					
1. 受取利息		19		23	
2. 雑益		78		9	
営業外収益計			97		32
営業外費用					
1. 支払利息	1	21		-	
2. 為替差損		70		49	
3. 株式交付費		804		346	
4. 雑損失		-		59	
営業外費用計			896		455
経常損失 ()			137,218		59,926

		前事業年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)	
特別利益					
1. 貸倒引当金戻入		-		90	
特別利益計			-		90
特別損失					
1. 固定資産除却損	2	943		-	
特別損失計			943		-
税引前当期純損失 ()			138,161		59,835
法人税、住民税及び事業税			290		290
当期純損失 ()			138,451		60,125

(3)【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	370,000	450,000
当期変動額		
新株の発行	80,000	49,500
当期変動額合計	80,000	49,500
当期末残高	450,000	499,500
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	140,000	210,000
当期変動額		
新株の発行	70,000	49,500
当期変動額合計	70,000	49,500
当期末残高	210,000	259,500
その他資本剰余金		
前期末残高	1,465	1,465
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
前期末残高	141,465	211,465
当期変動額		
新株の発行	70,000	49,500
当期変動額合計	70,000	49,500
当期末残高	211,465	260,965
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	450,709	589,161
当期変動額		
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	138,451	60,125
当期末残高	589,161	649,286
株主資本合計		
前期末残高	60,756	72,304
当期変動額		
新株の発行	150,000	99,000
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	11,548	38,874
当期末残高	72,304	111,178
純資産合計		
前期末残高	60,756	72,304
当期変動額		
新株の発行	150,000	99,000
当期純損失	138,451	60,125
当期変動額合計	11,548	38,874
当期末残高	72,304	111,178

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p> <p>ハ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>ロ 無形固定資産 同左</p> <p>ハ リース資産</p>
2. 繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用としております</p>	<p>イ 株式交付費 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>	<p>イ 貸倒引当金 同左</p> <p>ロ 賞与引当金 同左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 <div style="text-align: right;">(千円)</div> 流動資産 未収収益 1,336 流動負債 未払金 100 未払費用 1,299	1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 <div style="text-align: right;">(千円)</div> 流動資産 未収収益 1,768 流動負債 未払金 1,268

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 関係会社への取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの投資一任報酬 1,273千円 関係会社への地代家賃 14,779千円 関係会社への出向者給与 4,061千円 関係会社への経営指導料 9,204千円 2. 固定資産除却損は、建物附属設備732千円、工具器具備品210千円であります。	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの投資一任報酬 18,720千円 関係会社への代行販売手数料 827千円 関係会社への地代家賃 6,238千円 関係会社への出向者給与 25,452千円 2.

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	14,600	3,000	-	17,600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 3,000株

当事業年度（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	17,600	1,980	-	19,580

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,980株

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

当社は、リース契約 1 件あたりの金額が少額のため、注記を省略しております。

当事業年度（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	57,070	57,070	
(2) 未収委託者報酬	26,998	26,998	
(3) 未収収益	1,581	1,581	
(4) 立替金	8,708	8,708	
資産計	94,357	94,357	
(1) 未払金	22,798	22,798	
(2) 未払費用	4,358	4,358	
(3) 未払法人税等	1,142	1,142	
(4) 預り金	627	627	
負債計	28,926	28,926	

(注) 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益 (4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 平成 20 年 3 月 10 日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日)を適用しております。

当事業年度(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達(主に増資)しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替の変動に係るリスク)の管理

定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	95,551	95,551	
(2) 未収委託者報酬	25,946	25,946	
(3) 未収収益	14,655	14,655	
(4) 立替金	9,155	9,155	
貸倒引当金	4,798	4,798	
資産計	140,510	140,510	
(1) 未払金	17,247	17,247	
(2) 未払費用	5,064	5,064	
(3) 未払法人税等	1,414	1,414	
(4) 預り金	1,481	1,481	
負債計	25,208	25,208	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>203,244</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>346</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td><u>203,660</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>203,660</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。</p>	税務上の繰越欠損金	203,244	未払事業税否認	346	一括償却資産否認	70	繰延税金資産 小計	<u>203,660</u>	評価性引当額	<u>203,660</u>	繰延税金資産の純額	-	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>264,189</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td>457</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>1,952</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>3,126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td><u>269,828</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td><u>269,828</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>同左</p>	税務上の繰越欠損金	264,189	未払事業税否認	457	一括償却資産否認	102	貸倒引当金	1,952	賞与引当金	3,126	繰延税金資産 小計	<u>269,828</u>	評価性引当額	<u>269,828</u>	繰延税金資産の純額	-
税務上の繰越欠損金	203,244																												
未払事業税否認	346																												
一括償却資産否認	70																												
繰延税金資産 小計	<u>203,660</u>																												
評価性引当額	<u>203,660</u>																												
繰延税金資産の純額	-																												
税務上の繰越欠損金	264,189																												
未払事業税否認	457																												
一括償却資産否認	102																												
貸倒引当金	1,952																												
賞与引当金	3,126																												
繰延税金資産 小計	<u>269,828</u>																												
評価性引当額	<u>269,828</u>																												
繰延税金資産の純額	-																												

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(1)結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及びその他取引の概要

結合当事業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

結合企業 ばんせい投信投資顧問株式会社(当社)

被結合企業 みやこインベストメント株式会社

事業の内容 商品投資顧問業並びに年金基金及び商品ファンド、投資信託等のファンドに係る投資運用及び投資助言業務に係る事業

企業結合日 平成22年4月1日

企業結合の法的形式 吸収分割

結合後の名称 ばんせい投信投資顧問株式会社

その他取引の概要に関する事項

当該取引により取得した事業の対価は無償であり、企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債はございません。また吸収分割の効力発生日において有効に成立している承継事業に関する契約及び権利義務を承継しております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位:千円)

	証券投資一任報酬	商品投資一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	31,421	72,567	97,054	4,170	205,213

2. 地域ごとの情報

(単位:千円)

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	134,360	70,853	205,213

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	BY Premium Company	ばんせい証券株式会社	IBS Pension Limited Partnership	関東六県電気工業厚生年金基金
営業収益	36,160	18,720	14,608	13,010

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

当事業年度（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第 17 号 平成 21 年 3 月 27 日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 20 号 平成 20 年 3 月 21 日)を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日）

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社ファンドクリエーション	東京都港区	1,659,948	アセットメント事業・インベストメントバンク事業	(被所有)直接 100	資金の借入 役員の兼任	資金の借入、 地代家賃の 支払、出向者 の受入、経営 指導料の支払	10,000 14,779 2,761 9,204		

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 平成 21 年 12 月 11 日をもって、株式会社ファンドクリエーションは当社の「親会社」に該当しないこととなっております。

4. 資金の借入について、株式会社ファンドクリエーションに全額返済しております。

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい山丸証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接 100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料 の受取、出向 者の受入	1,273 1,300	未収収益 未払金 未払費用	1,336 100 1,299

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい山丸証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

当事業年度（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接 100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料 の受取、 代行販売手 数料の支払、 出向者の受 入、 地代家賃の 支払	18,720 827 25,452 6,238	未収収益 未払金	1,768 1,268

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

ばんせい証券株式会社は、平成 23 年 5 月 16 日付でばんせい山丸証券株式会社から商号変更しております。

（親会社又は重要な関連会社に関する注記）

1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 4,108.22円 1株当たり当期純損失金額 8,520.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 5,678.19円 1株当たり当期純損失金額 3,232.92円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益(又は損失)金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純損失(千円)	138,451	60,125
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち利益処分による役員賞与金)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	138,451	60,125
普通株式の期中平均株式数(株)	16,250	18,598

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 共通支配下の取引等関係

吸収分割による事業承継

当社は平成22年3月4日の臨時株主総会において、当社親会社の100%子会社であるみやこインベストメント株式会社との吸収分割契約を決議し、平成22年4月1日付で事業を承継いたしました。

概要は次のとおりであります。

(1) 相手企業の名称 みやこインベストメント株式会社

(2) 取得した事業の内容

商品投資顧問業並びに年金基金及び商品ファンド、投資信託等のファンドに係る投資運用及び投資助言業務に係る事業

(3) 企業結合日 平成22年4月1日

(4) 企業結合の法的形式及び結合後の名称

企業結合の法的形式 吸収分割

結合後企業の名称 ばんせい投信投資顧問株式会社

(5) 取得した事業の取得の対価

無償

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額

該当事項はございません。

(7) 承継する権利義務

吸収分割契約の効力発生日において有効に成立している承継事業に関する契約及び権利義務を承継しております。

(8) 実施する会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、「共通支配下の取引」として会計処理を行う予定であります。

2. 株主割当増資

当社は平成22年5月17日開催の取締役会において、平成22年5月31日を払込期日とする株主割当増資による普通株式の募集について決議し、同日に実行しております。当該株主割当増資の内容は以下のとおりであります。

- (1) 発行する株式の種類及び数 普通株式 1,000 株
- (2) 募集時における発行済株式数 17,600 株
- (3) 募集後における発行済株式数 18,600 株
- (4) 発行価額 1 株につき 5 万円
- (5) 発行価額の総額 5,000 万円
- (6) 発行価額のうち資本へ組入れる額 1 株につき 2 万 5 千円
- (7) 払込期日 平成 22 年 5 月 31 日
- (8) 割当先及び株式数 ばんせい山丸証券株式会社 1,000 株

当事業年度(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
グローバル資源エネルギーファンド
約款

ばんせい投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

ルクセンブルグ籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」(以下「Resources Fund」といいます。)の投資証券(米ドル建て)

国内籍の証券投資信託「FC・マナー・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券(円建て)

(当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。)

また、次の有価証券に投資することがあります。

上記のほか、Resources Fund以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

(2) 投資態度

当ファンドは、主としてカナダの大手運用会社である RBC Global Asset Management Inc.運用する外国籍の投資証券を通じて、世界の資源関連企業の株式等へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

当ファンドは、Resources Fund とマザーファンドを投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行いません。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態では Resources Fund への投資割合を高位とすることを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

上記のほか、Resources Fund 以外の外国投資信託または外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資することがあります。

(3) 主な投資制限

マザーファンドの受益証券への投資制限

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資制限

株式への直接投資は、行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

年 2 回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行いません。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行いません。

追加型証券投資信託 〔グローバル資源エネルギーファンド〕約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金3,036,694,059円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第7項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項、第45条第2項の規定による信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

【当初の受益者】

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、3,036,694,059口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第22条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、取得申込者に対し、1万口以上1口単位または1円以上1円単位以上の単位で、販売会社が独自に定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める積立投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

前項の場合の取得申込日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはルクセンブルクの証券取引所の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とし

ます。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額（この信託契約締結日前の取得申込みについては1口につき1円とします。）に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

【投資の対象とする有価証券の範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、ばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結された第1号に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、第2号に掲げる外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券、ならびに第3号から第5号までに掲げる有価証券（金

融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 国内籍の証券投資信託「FC・マネー・マザーファンド」の受益証券（本邦通貨表示）

（当該受益証券は、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。）

2. ルクセンブルク籍の外国投資法人「RBC Funds (Lux) - Global Resources Fund」（以下「Resources Fund」といいます。）の投資証券（米ドル建て）ならびに Resources Fund 以外の外国投資信託もしくは外国投資法人で主として資源関連企業の株式等へ投資するもの

3. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

5. 国債証券、地方債証券、特別の法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

なお、第1号に定める投資信託ならびに第2号に定める外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）および外国投資法人の投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といいます。また、第5号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）に限り行なうことができるものとします。

委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利の前号の権利の性質を有するもの第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人を含みます。以下本条および第23条において同じ。）第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等を含みます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条、第22条、第26条、第27条および第28条に掲げる取引その他

これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第21条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【公社債の借入れ】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用ま

たは改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条にて同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等

に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第31条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年6月20日まで、および6月21日から12月20日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用および監査報酬】

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用、受益権の管理事務に関する費用(委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、券面の作成、交付に係る費用を含みます。)その他費用(信託約款、目論見書、販売用資料及び運用報告書の作成、交付に係る費用を含みます。)当該費用に係る消費税等に相当する金額、信託財産に係る監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。委託者は、前項に定める諸経費の支払いを信託財産の為に行い、支払い金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。

また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸経費の金額を予め合理的に見積ったうえで、実際の金額に係らず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において、諸経費の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

第2項において諸経費の固定率または固定金額を定める場合、係る諸経費の金額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。係る諸経費は、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

【信託報酬等の総額】

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の124の率を乗じて得た額とします。前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は諸経費、

信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第40条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金(所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等(原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。)に応じて計算されるものとします。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金および償還金の時効】

第38条 受益者が、収益分配金については、第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【受益権の買取り】

第39条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。ただし、販売会社は、トロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはルクセンブルクの証券取引所の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該受益権の買取り請求を受け付けません。

受益権の買取り価格は、買取り請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額、当該買取りに関して当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。

受益者は、第1項の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

販売会社は、証券取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価格は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受け付けたものとして、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

【信託契約の一部解約】

第40条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者は、一部解約の実行の請求日がトロント証券取引所の休業日、トロントベンチャー取引所の休業日、トロントの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日またはルクセンブルクの証券取引所の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日の場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付た一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託

者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託者は、前項の規定によりこの信託契約を解約しようとするときは、第41条第2項から第5項の規定に従います。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行つ場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対者の買取請求権】

第47条 第40条第7項および第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行

なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第41条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【公告】

第49条 委託者は受益者に対してする公告は、平成23年3月31日までは日本経済新聞に掲載し、平成23年4月1日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bansei-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月21日（信託契約締結日）

東京都中央区新川1丁目21番2号
委託者 ばんせい投信投資顧問株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号
受託者 住友信託銀行株式会社

親投資信託
FC・マネー・マザーファンド
約款

ばんせい投信投資顧問株式会社

運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（a-2 格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が 1 年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記運用が行なわれないことがあります。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。

(3) 投資制限

株式へ投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、行ないません。

同一銘柄の株式への投資割合の制限

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資は、行ないません。

有価証券先物取引等の範囲

有価証券先物取引等は、約款第 19 条の範囲で行ないます。

スワップ取引の範囲

スワップ取引は、約款第 20 条の範囲で行ないます。

金利先渡取引の範囲

金利先渡取引は、約款第 21 条の範囲で行ないます。

親投資信託 〔 F C ・ マネー ・ マザーファンド 〕 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号（以下「信託法」といいます。））の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第2条 委託者は、金100,000,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託の限度額】

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項の規定による信託終了日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益証券（第10条第4項の受益証券不所持の申し出があった場合は受益権とします。以下、第6条および第47条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

【受益者】

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするファンドクリエーション投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第2条による受益権については100,000,000口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

第2項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切り上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数に係る金額については損金として計上することとします。

【追加信託金の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行なう前の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。）から負債総額を控除した金額（以

下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類ならびに受益証券の不所持の申出】

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、又は記録します。

委託者は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載又は記録をした時において、無効となります。

第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行ないます。

【投資の対象とする資産の種類】

第12条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限ります。）
- ハ. 約束手形
- ニ. 金銭債権

【有価証券および金融商品の指図範囲等】

第13条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券又は新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受

権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号に記載する投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
委託者は信託財産に属する株式が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

【利害関係人等との取引等】

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、

前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第21条、第23条、第24条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第5項および同条第6項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第18条から第21条、第23条、第24条、第28条および第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【投資する株式の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第17条 委託者は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第19条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプショ

ン取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、組入外国貸付債権信託受益証券、組入抵当証券および組入指定金銭信託受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買されている手形(以下「金融商品」といいます。))で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引の運用指図・目的・範囲】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引(当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。))における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。))までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。))の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決

済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。以下同じ。)を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引に指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付けの指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の借入れ】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

【信託業務の委託等】

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部については、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人

を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 信託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第26条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条 この信託の計算期間は、毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務の諸費用】

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬】

第35条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受取しません。

【利益の留保】

第36条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第37条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【信託契約の一部解約】

第38条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者はこの信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第40条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【償還金の支払の時期】

第41条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を

終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

【反対者の買取請求権】

第47条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において

当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第39条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付】

第48条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

【運用報告書】

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

【公告】

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、平成23年3月31日までは日本経済新聞に掲載し、平成23年4月1日以降は電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.bansei-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めず。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年12月21日（信託契約締結日）

東京都中央区新川1丁目21番2号

委託者 ばんせい投信投資顧問株式会社

大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号

受託者 住友信託銀行株式会社